

## 平成27年8月三木市教育委員会（臨時会）会議録

### ◇ 日 時

- 1 開 会 平成27年8月27日（木）午後4時00分
- 2 閉 会 平成27年8月27日（木）午後5時10分

### ◇ 場 所 三木市役所 2階 職員厚生室

### ◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 審議事項
  - (1) 議決事項  
議案第13号 三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する等の規則の制定について
- 4 閉 会

### ◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	里 見 俊 實
	2番	教育委員長職務代行者	水 島 慶 子
	3番	教 育 委 員	稲 見 秀 穂
	4番	教 育 委 員	井 口 徹
	5番	教育委員（教育長）	松 本 明 紀
事務局		教育企画部長	西 本 則 彦
		こども未来部長	永 尾 勝 彦
		教育政策課長	大 西 真 一
		教育環境整備課長	貞 松 保 夫
		文化スポーツ振興課長	堀 内 基 代
		図書館長	伊 藤 真 紀
		学校教育課長	野 口 博 史
		教育センター副所長	横 山 康 文
		就学前教育・保育課長	岩 崎 国 彦
		子育て支援課長	井 上 典 子
	教育政策課主査	五百蔵 一 也	

教育政策課主事 八代 醒 典 之  
傍聴者 0人

\*\*\*\*\*

## 1 開 会

委員長が、平成27年8月三木市教育委員会臨時会の開会を宣言した。

\*\*\*\*\*

## 2 会議録署名委員の指名

委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、水島委員と稲見委員を指名した。

\*\*\*\*\*

## 3 審議事項

### (1) 議決事項

【議案第13号】三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する等の規則の制定について

○岩崎就学前教育・保育課長が次のように説明した。

三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する等の規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2号の規定により、委員会の議決を求める。制定理由は、三木市立認定こども園等の設置及び管理等に関する条例に基づく幼稚園の廃園に伴い、幼稚園区を変更することから、改正規則を制定するものである。三木市立幼稚園の管理運営に関する規則第18条第2項を改め、別表により幼稚園区を定める。福井、末広、本町、上の丸、跡部、加佐、平田、大村、鳥町、小林を除く別所については、平田幼稚園及び別所幼稚園が平成27年度末をもって廃園となることから、平成28年度から30年度までは三樹幼稚園へ行っていただく。また、三樹幼稚園は平成30年度末をもって廃園となることから、平成31年度及び32年度については広野幼稚園へ行っていただく。広野幼稚園は平成32

年度末をもって廃園となるため、平成33年度から、認定こども園への移行が完了する平成35年度までは、通園対象外となる。なお、通園対象外とは、5ページに記載しているとおり、区域に通園できる幼稚園がないことをいうと備考で定める。次に府内、府内町、芝町、本町、上の丸の一部、久留美、岩宮、大塚、君が峰、宿原、与呂木、平井については、平成30年度までは三木幼稚園に行っていた。三木幼稚園は平成30年度末をもって廃園となることから、平成31年度及び32年度については広野幼稚園へ行っていただく。平成33年度から35年度までは通園対象外となる。次に、志染地区については、平成30年度までは三木幼稚園に行っていた。三木幼稚園の廃園に伴い、平成31年度から35年度までは緑が丘東幼稚園に行っていた。口吉川町、細川町については、平成30年度までは三木幼稚園に行っていた。平成32年度から35年度までは通園対象外となる。緑が丘町東1丁目、中1丁目から2丁目、西1丁目から5丁目、本町1丁目から2丁目、1番地から82番地までの地番及び614番地の地番の区域を除く志染町四合谷及び志染町広野8丁目の区域は、平成28年度については5歳児は従来通り緑が丘幼稚園へ行っていただくが、4歳児は緑が丘東幼稚園へ行っていただく。そして、緑が丘幼稚園廃園後の平成29年度以降は緑が丘東幼稚園へ行っていただく。現在緑が丘東幼稚園に通っておられる園区については従来通りである。また、現在自由が丘幼稚園に通っておられる園区についても従来通りである。広野地区については、広野幼稚園が平成32年度末をもって廃園となるため、平成33年度から35年度までは通園対象外となる。吉川町については、よかわ幼稚園が平成28年度末をもって廃園となるため、平成29年度以降は通園対象外となる。幼稚園区についてはこのとおり定めるが、第18条第2項で、「特別の事情があるときは、通園区域以外の幼稚園に入園することができる」旨のただし書きを設ける。また、改正規則の第2条及び附則により、この規則は平成36年4月1日をもって廃止することとする。

(松本教育長)補足する。7月及び8月の定例会でもご協議いただき、その際は、幼稚園が廃園となり、認定こども園の園区の中に幼稚園が無くなっても、他の認定こども園区の幼稚園に通園できるとする案も事務局から提案させていただいた。しかし、幼保一体化

計画を進める中で、園区内の幼稚園が廃園となった場合は、他の園区の幼稚園には行けず、三木市が推奨する認定こども園に行っていただくことを大原則とするのが、今回提出させていただいた案の趣旨である。特別の事情がある場合は、規則のただし書きにより、個別に対応するものである。

(稲見委員) ただし書きにより個別に対応するとのことだが、それならなぜ市内全域を1園区にしないのかという思いはある。長期的に考えて、将来校区というようなものが必要なのかということを考えなければならない。市内の小学校、中学校を自由校区にして個人の行きたいところに行けるようにする。学校はそれぞれ特色ある運営をする。例えば英語教育をするとか、理科の実習に力を入れる等である。いずれ部活の問題等で行き詰まることが予想されているならば、一步先じて自由校区にするというような考えがあってもいいと思う。就学前の教育・保育について、せっかく三木市は思い切った取組をしようとしているのだから、第一歩として、やがて無くなってしまいう幼稚園について、保護者に選択権を与える方がいいのではないかと思う。

(岩崎就学前教育・保育課長) 幼保一体化計画については、園区ごとに児童の人数を集計している。その中で就園施設のキャパシティを検討し、緑が丘東幼稚園と自由が丘幼稚園を平成35年度まで残すことで、待機児童が発生しないようにしている。就園率、就園キャパシティ、児童の減少率を勘案しての計画となっており、自由校区にすることは、幼保一体化計画と方向性が違う考え方であるため避けたい。

(野口学校教育課長) 自由園区、自由校区とすることで課題となるのは、地域コミュニティの問題である。今地域コミュニティを成立させているのは、子どもを介しての要因も大きい。もちろん特色のある学校へ進んでいくことのメリットもあるが、地域の中で子どもを育てていくという面においては課題がある。県内の高等学校において、東日本大震災のときに復興支援に取り組んだ学校があった。それをきっかけとして、ボランティアに積極的に取り組みたいから、この学校に行きたいんだという生徒も出ている。高

等学校については、そういう面で意義あることかもしれないが、義務教育の間は、果たしてそういうことが必要なのか疑問である。

(松本教育長) 認定こども園について、市として3園区を定める中で、幼稚園については自由園区とすると、計画の方針がブレるという思いがあって今回の案は提出している。ただし、今後5年間は小学校、中学校について統廃合しないという方針だが、それではもたない時代が来ようとしている。そういったときに、生き残りをかけて公立の学校も特色を出して、保護者や子どもの選択に委ねることについての議論が必要だと考えている。

(稲見委員) 行政側が人数調整のような形で決定することには疑問がある。今後民の力を活用していくという計画の中で、一つの試金石とする良いチャンスだったのではないかと私は考えている。それにより廃園が早まる幼稚園も出てくるかもしれないが、その方が保護者は納得するのではないか。今後子どもの数が減って、どうしようもなくなってから教育委員会が動いたということになるよりも、一步先んじて他の自治体のモデルになるような考え方があっていいと思う。

(井口委員) 通園は各自でするのか。それとも通園バス等があるのか。

(岩崎就学前教育・保育課長) 現在も通園は保護者の方が送迎をされており、今後もそのように考えている。

(井口委員) 結論から申し上げますと、私は事務局の案に賛成である。ただ、共働きの世帯も多く、勤め先の近くの幼稚園に通わせたいという保護者もいる。自由園区にすればそういった選択もしやすくなり、そういう意味で稲見委員の意見は傾聴に値するのではないか。

(稲見委員) 通園方法も含めて保護者が選択できるようにすればいい。そういったことを果たして教育委員会が決めるようなことなのか、以前から疑問に感じていた。どこか一つの園に偏って混乱するという意見もあるが、競争原理を働かせて、教職員が色々な工夫を

して特色を出していくことが、長い目で見たら必ずプラスになると思う。

(里見委員長) 認定こども園の共通カリキュラムを策定し、等しく質の高い教育・保育が受けられるよう計画を進めていることと矛盾しないか。

(稲見委員) あくまで指導要領や共通カリキュラムの範疇で特色を出していくものであるから、矛盾することはないと思う。

(岩崎就学前教育・保育課長) 保護者の方は、幼稚園、保育所に通うにあたって、小学校との連携を非常に重視されている。同級生と同じ学校へ進んでいくという友達同士のつながりを大事に思っておられる方が多い。認定こども園については、中学校区を基にした園区としているが、これは、地域の子どもをできるだけ多く集めて、交流を保ったまま小学校へ進んでいただきたいと考えるからであり、幼稚園についてもこの考え方は同じである。

(松本教育長) 提案している案に一つ不備があった。各園区において、廃園となる年度については、4歳児は次年度以降の園区の幼稚園に行っていただくこととなるため、そのことを規定する必要がある。その点を修正させていただきたい。

(里見委員長) 最後に確認しておきたい。私立の認定こども園について、平成28年度のスタートに向けて認可申請の作業が進んでいると思うが、予定通り進行しているか。

(岩崎就学前教育・保育課長) 現在民間の保育園10園と、民間の幼稚園1園の計11園について、県の担当者レベルの審査が終了し、県審議会で協議し内定に向け事務を進めていただいている。予定という形で今後募集を開始して問題ない旨県に確認しながら進めている。

委員長が、議案第13号について採決を行い、原案に一部修正を加え、可決された。

\*\*\*\*\*

#### 4 閉 会

委員長が、平成27年8月三木市教育委員会臨時会の閉会を宣言した。